



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	昭和前半の英文学翻訳規範と英文学研究
Author(s)	佐藤, 美希
Citation	翻訳研究への招待, 2, 11-38
Issue Date	2008
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35122
Type	journal article
File Information	Invitation2_Sato.pdf



昭和前半の英文学翻訳規範と英文学研究

佐藤 美希

Abstract

A huge number of English literary works have been translated by many Japanese scholars of English Literary Studies. By producing and criticising translations as well as by conducting research into English literature, these academics have constructed norms governing these translations. In the early Showa era, while the dominant norm consisted of the pursuit of fidelity to the original, the artistic and creative aspects of translation gradually became emphasised in discussions of translation. In this paper I examine the 'negotiation' of norms for translating English literature embodied in translation criticism by English literary scholars in the early Showa era. I will also explore how English Literary Studies and a socio-cultural situation exerted an influence on the negotiation of the translation norms.

1. はじめに

日本の英文学翻訳は、本格的な英文学作品の紹介が始まった明治以来、英文学研究と密接な関係を持ってきた。日本における英文学は明治期における欧米化の推進と並行する形で一つの学問分野として制度的に発展し始めたが、この英文学研究の確立とともに、英文学作品は英文学研究者によって紹介・研究されるだけでなく、多くは彼らによって日本語訳され、さらにその日本語訳への批評・翻訳論が研究者たちによって展開されてきた。こうして日本の英文学研究は、英文学の研究・翻訳・翻訳論（批評）という行為を通じて、英文学の翻訳規範を形成する役割を担ってきたと考えられる。また、この英文学研究制度の確立あるいは確立された制度の性格は、それを取り巻く社会・文化状況と無関係ではなく、英文学研究に反映される社会・文化的な思潮が英文学翻訳規範の形成にも反映されていたと考えられる。

明治・大正期におけるこの三者（英文学翻訳・英文学研究・社会思潮）の関連は既に拙論で考察したが（佐藤 2006, 2007）、その考察から明らかになったのは、その時期においてはこの三者が緊密に連関し合い、当時の英文学翻訳規範には英文学研究の規範や社会思潮が反映されていたということだった¹。この三者の関連については、さらに明治・大正以降の時代においても明らかにする必要がある。

以上の点から、本論文では、昭和前半（昭和元年～昭和 20 年）における英文学作

品の翻訳規範について、英文学研究及び社会・時代思潮との関連という観点から考察していく。

2. 考察方法

Toury (1995: 65-66)は、翻訳規範の抽出において、翻訳テキスト *textual source* または翻訳以外のテキスト *extratextual source*（翻訳に関わる人物による言説や翻訳批評など）という二種類のテキストを分析する方法を挙げているが、本論文ではまず、後者の言説を考察対象として翻訳規範を抽出し、次にそれを当時の英文学研究の在り方や社会・文化思潮との関連から考察する。

Toury は、*extratextual source* は視点が偏っていることも多いため、これによる翻訳規範の抽出に際しては分析に注意が必要だと述べている（Toury 1995: 65-66）。しかし、Munday (2001: 152) が指摘するように、そうした言説を考察することは少なくとも翻訳に関わる人々が翻訳をどうあるべきと考えているかを明らかにするという点で重要な分析対象である。また、これまで古野(2002)や水野(2007)がこの方法で日本における翻訳規範を十分に考察しており、この方法論によって翻訳規範を論じることは妥当であると考えられる。

本論文で主として記述・考察していく *extratextual source* は、英文学研究分野における主要な学術雑誌である『英語青年』誌に掲載された言説である。『英語青年』とは、明治 31 年に『青年 *Rising Generation*』というタイトルで創刊された雑誌である。創刊当初は「日本人の利益、知的発展、国の繁栄促進」のために英語の普及と日本人の英語力養成が目的とされており（第 1 巻 1 号 p.3）、主として英文記事や英語学習関連の記事を掲載していたが、その後次第に英語英文学研究の要素が色濃くなり、専門的な研究雑誌としての性格を強め、現在でも英語英文学の研究者達が執筆・購読する学術雑誌として知られている。こうした研究雑誌に掲載された翻訳に関わる言説を辿ることで、英文学研究と英文学翻訳がどのように関連し、またどのような翻訳規範が構築されているかを明らかにすることができるだろう。また『英語青年』誌以外にも、研究者によって書かれた翻訳論なども適宜考察に含める。

3. 昭和前半の翻訳論

3. 1 支配的翻訳規範の強化

明治後半から大正期にかけて、原文への忠実で精確な翻訳を求める態度が翻訳規範として機能していた（佐藤 前掲書）が、昭和に入ってもこうした精確な翻訳を求める翻訳規範は継続して支配的な地位にあったと考えられる。その一例とし

て、昭和2年の57巻7号に、自らの訳業を「非常なる自由譯」と評された藺川四郎が『英語青年』に発表した、次のような反論が挙げられる。

・・・評者は私の譯を指して“非常なる自由譯”だと云ひ、暗に原文に不忠實であるかのやうに書いて居られるが、これ亦甚だしい誤解だと思ふ。私の譯は譯文のみで読者によく理解を與へんが為行數等は原文のままではないけれど、譯それ自身はあくまで嚴重な逐字譯で、一言一句と雖も、脱したり省略した所はない。少くとも〔同じ作品を先に翻訳していた〕帆足、齋藤二氏のものに比較して、私のものが最も原文に忠實な譯ではないかと、ひそかに信ずる。・・・

(昭和2年57巻7号 p.238 下線は藺川の原文のママ)

これに対し、「非常なる自由譯」という評価を下していた英文学者の福原麟太郎³は、藺川の翻訳を「自由譯」と批評したのは「あなた自身の自由な詩形を用ひて、あなたの詩興を再現する態度」(昭和2年57巻7号p.239)が表出しているためであり、また、もし逐字訳だというならもっと徹底してやるべきであるという主旨の返答を発表している。この藺川と福原のやりとりから窺うに、少なくとも福原は「自由譯」であることを完全に非難しているわけではない。にもかかわらず、藺川は「自由譯＝不忠実」という認識を持っており、自らの訳業は断じてそうではなく、「一言一句を疎かにしない、原文に忠実な精確な翻訳」という当時支配的だった翻訳規範に則っていることを声高に主張している。この藺川の過剰とも言える反応を見ると、この翻訳規範に則ることが当時いかに重視されていたかが窺える。こうした翻訳観が英学の研究専門雑誌である『英語青年』上で主張されることによって、支配的な翻訳規範を強化する一助となったことは疑いがないだろう。

このような支配的翻訳規範の強化は、昭和初期の『英語青年』誌上では頻繁に繰り返されていた。例えば一つには、誤訳指摘という単純な形式が頻繁に繰り返されることで、一字一句に至るまで精確に原典を理解し再生することを翻訳に求める姿勢が依然として示されている。誤訳指摘に関しては、讀賣新聞に掲載された大宅壮一の「英語英文学の權威ある研究者による翻訳であっても常に信用できる翻訳とは限らない」という主旨の発言の中でその必要性が力説されている。大宅は「譯書を買つて、それが讀むに耐へない惡譯であつた場合はなるだけ多くの人にその事實を傳へること（それは極めて有意義な文化的相互扶助であり、頭腦の相互經濟であり、惡譯淘汰の最良法である）」と述べている（『英語青年』昭和3年59巻2号 p.68に抜粋。括弧ママ）。つまり、誤訳のないことが精確で信頼おける翻訳であるという認識がはっきりと示されている。

また、もちろん誤訳指摘ばかりではなく、原文を正確に理解するための研究成果として翻訳を捉える翻訳観も、同様に既存の支配的翻訳規範を強化している。例えば、榎垣實³が小泉八雲全集の中に引用された林並木という人物によるブレイクの詩の翻訳について、「ずゐ分亂暴な個所がある」(＝一字一句について忠実ではない、あるいは日本語として洗練されていない) こと、「Blakeに對して深い理解を持つて居られない」(＝精確に原典を解釈していない) こと、「[必要とされるであろう] 註釋を附けぬと意味が徹底しない」部分がある(＝原典の正確な理解を助けるという翻訳の目的が達せられていない) こと、などを指摘し、「譯者の注意と親切が足らない」と断じている(昭和2年57巻12号 p. 422)。榎垣によるこの翻訳評が、著者への理解や註釈の必要性といった精確な原典理解を求める英文学研究の姿勢に基づいていることは明らかであり、英文学研究によって規定されていた既存の翻訳規範を従順に踏襲するものとなっている。

このように昭和初期においても、「精確で忠実な翻訳」を測る判断基準としての厳密な誤訳の指摘や、研究成果として一字一句に忠実で原文を精確に理解することを声高に主張する言説が、明治・大正期から続く既存の支配的翻訳規範を強化していたことがわかる。しかしながら、誤訳の有無や一字一句への忠実さ・精確さといった観点だけでは、次第に翻訳像を捉えきれなくなっていくのである。というのは、この支配的な英文学翻訳規範の強化が、逆に以下のような新たな翻訳観を生み出すことにもつながったと考えられるからである。すなわち、一方では厳格に忠実さを求める支配的翻訳規範を突き詰めた結果、翻訳を不可能な行為と見なす「翻訳不可能論」が生じた。その一方で、こうした既存の規範への反発という形で、「忠実さ・精確さ」という観点をより柔軟に捉えはじめ、翻訳の芸術性や創造性を強調する翻訳観が積極的に主張され始めたのである。以下に、この二つの翻訳観について述べていく。

3. 2 翻訳不可能論

上述したような「精確で忠実な翻訳」を求める支配的な翻訳規範を厳密に捉えれば、翻訳とは原典を正確に理解するための方便として、原文を精確に置換再生した「完全な代替物」でなければならない。しかし、実際の翻訳がそうした規範を厳格に踏襲しているとは認識されていなかったと考えられる。例えば、大正期に盛んに行われていた誤訳の指摘は、昭和初期になっても翻訳規範である原文への忠実さと精確さを測る一種の目安であるかのように頻繁に『英語青年』に掲載され、支配的な翻訳規範を強化する役割を果たしていたのは上述した通りである。しかし、忠実という翻訳規範に則らない翻訳を一掃するための誤訳指摘が幾度となく繰り返されている翻訳の実情は、厳密に捉えれば、翻訳が原文の「完全な代

替物」になることは極めて困難であることが逆説的に示唆されていることでもある。これは、おそらく英文学研究に限らず、西洋の知識や思想、研究成果を輸入することを必要とする研究者たちにとって、翻訳という行為への一種の不信感やあきらめの感覚を植え付けることになったのではないだろうか。

その例を以下に挙げておきたい。昭和初期に大きな論争を巻き起こした英語科排斥論（この内容については次節で論じる）の中で、学生の教養科目から英語を排除し、英語の文献は翻訳局を作って日本語訳を通じて受容すればよいとする意見が主張されたのだが、それに対する反論として、中央大学学長であった増島六一郎は次のように述べている。

・・・翻譯的知識は所詮翻譯的知識で、本物でないから應用自在なるを得ない。自ら原文を讀んで解するは翻譯を介して解するより優り、自ら外人に接して語るは通辯を隔てて語るより優るは勿論である。翻譯的知識を以て此世の競争張裡に立つ事は恰も借り着の甲冑で戦場に立つが如く何處かに活躍の自在を缺き思はぬ處に不覺を取るの恐れがある。

（昭和 3 年 58 卷 11 号 p.393）

この他にも、翻訳論として英訳・和訳両方の困難について述べた森正俊も、「原作の眞髓を把握するには、どうしても原文其物を讀まねばならない」（昭和 5 年 62 卷 7 号 p.249）と述べている。増島や森の言説が示しているのは、「原文への忠実・精確さ」という支配的な翻訳規範を厳密に追求すべきという考えを前提とした結果、それを達成できない以上、翻訳とは決して原文を忠実に置換再生できない「原文の不十分な代替物」という考え方である。

こうした本来は忠実と精確を旨とするべき「翻訳」という存在に対する言わば不信や諦念は、杉村楚人冠や小宮豊隆らが昭和 8 年に相次いで発表した「翻訳不可能」論に集約されていく。この昭和 8 年という年は、アーサー・ウェイリーによる『源氏物語』の英訳 *The Tale of Genji* の全巻と、宮森麻太郎による俳句の英訳が相次いで出版された年であり、これが翻訳への関心を高める一つの契機となつて、『英語青年』やその他の文学雑誌に様々な翻訳論が活発に発表された年である⁴。杉村による「反譯か反逆か」（『改造』昭和 8 年九月号 pp.10-17）という翻訳論は、原文を意味、調子、言語、趣に至るまで全く忠実に目標言語に移すことが翻訳という行為であるはずだが、ある国語の根底にあるものを理解できるのはその国語を祖先から受け継ぎ生涯使い続ける国民以外にはないのだから、そもそも翻訳という行為は不可能なことであるという主旨の議論である。また小宮豊隆は東京帝国大学文学部時代に夏目漱石の門下でもあった人物だが、彼の「發句翻譯の可能性」と題する評論の中で翻訳不可能論が主張されている（『文藝春秋』昭和

8 年 8 月号 pp.52-56)。小宮の論は、俳句をはじめとする韻文の翻訳に限定したものではあるものの、ある国語・文化の根底にあるものを外国語に忠実に写し出すような翻訳はそれまで存在したことがなく、原典を完全に写し出すような翻訳を再生産できない以上、翻訳という行為そのものの実現可能性について極めて懐疑的であるという主旨である。杉村と小宮の論に共通しているのは、翻訳とは原文を厳密に、その言語の背景にあるものも含めて、忠実に写し取るものでなければならないという前提である。彼等の翻訳論は、原文への忠実性という翻訳規範を極端過ぎるほどに押し進めた結果の産物と考えられ、原文を精確に理解し、原文で述べられていることを一糸漏らさず訳出することが当時いかに重視されていたかを窺い知ることができる。

3. 3 既存の翻訳規範とは異なる新たな翻訳観 — 翻訳の創造性・芸術性

以上のように、既存の支配的英文学翻訳規範が厳密に、また極端に認識されていく一方で、既存のものとは異なる性質を示す英文学翻訳観も昭和前半には積極的に表明されるようになっていく。その一つが、文学作品の翻訳という本質的な問題をより深く意識した翻訳観である。例えば、昭和 3 年の『英語青年』誌上で交わされた榎垣實と山宮允の翻訳評によってその端緒が示されている。榎垣は、幡谷正雄による翻訳『ブレイク詩集』について、先行する山宮允のブレイク訳を顧慮しながら次のような書評を書いている。

〔幡谷〕氏の譯が山宮氏の譯に及ばぬ點を否定することは出来ない。山宮氏の譯には語調の音樂的な美しさがあるからだ。〔しかし〕幡谷氏の選んだ、努めて平易な言葉で、原文に忠實に、その眞意を傳へて、語調の方を第二段とした態度は、私も同感だ。語調に氣を取られて、思想が曖昧になることが多いのだから。〔ただし〕幡谷氏は山宮氏の譯に捕はれ過ぎはしなかつたらうか。と言ふのは、山宮氏の譯で私が疑問として居る點が改められてゐないからだ。

（「幡谷氏譯『ブレイク詩集』」昭和 3 年 58 卷 8 号 p.269）

榎垣はこの後、山宮訳をそのまま採用した幡谷の誤訳を指摘し、山宮の譯が原文に忠実ではないことを暗に批判している。また、榎垣の評に見られる「原文に忠實に」「平易な言葉で」という観点も、既存の翻訳観を継承したものとなっている。これに対し、山宮は『英語青年』誌上で次のように返答する。

・・・私の譯詩に關する考を一言述べさして頂きます。（中略）私は翻譯

は語調のみに偏してもいけず又思想のみに偏しても良くないものと考えます。ことに譯詩や文學物の翻譯は註釋ではないから達意一遍ではいけないし、又翻譯案や創作でもないから「語調」のみに氣を取られて意味を無視するようになってはいけないでせう。そこで翻譯者殊に譯詩家は意味を間違ひなく傳へ「語調」も出来るだけ精細に寫す様な翻譯を念とすべきであります、これは實際容易なことではありません。

（「ブレイクの譯に就いて榎垣實氏に」昭和 3 年 58 卷 11 号 p.383）

榎垣が「原文に忠實に、その眞意を傳え」ることと「語調の美はしさ」を対立概念と捉えることによって、翻訳テキストの芸術性よりも原文に書かれたことを忠実に翻訳する態度を求める既存の翻訳規範に則って翻訳批評を展開しているのに対し、山宮は原文への忠実と語調の文体の芸術性は両立されなければならないと述べている。既存の支配的翻訳規範が「一字一句も疎かにしない」というテキストへの忠実を重視する姿勢であるとすれば、山宮の翻訳観は、原文の理解と作品の芸術性の両面を精確に写し出すことを要求している。山宮のような翻訳観は現在では当然のものと言えるかもしれないが、榎垣の言に代表されるような、原文への忠実と芸術性の保持を対立概念としてしまいがちな当時の支配的な翻訳規範のもとでは、注目すべき主張だったと考えられる。

他にも、既存の支配的翻訳規範が硬直化・形式化しているという批判を通じて、支配的翻訳規範とは異なる新たな翻訳観が表明されている例がある。若目田武次という人物による訳註として出版されたバイロンの『劇詩マンフレッド』についての翻訳評の中で、次のように述べられている。

外國の語法をその儘に輸入して國語に新しい上限形式を與へることは、勿論結構なことである。但し、此の場合そこに何か必然性がなければならぬ。何の必要もないのに無暗に直譯して難解な、若しくは不可解な譯文を作り、それを **highbrow** だと考へてゐるのは甚だ滑稽である。若目田氏のこの譯註は、マンフレッド全篇數千行を、新體詩風の七五調に譯して原文と對照し、更に脚註を加へたもので、翻譯の態度は彼の **highbrow** の翻譯家とは正に對蹠的の位置にある。單に原文の意味を傳へるばかりでなく、我々の耳に親しみ深い詩形を與へて、翻譯にも多少の藝術的價值をもたせようとする努力は、その成果とは無關係に、十分尊敬に値する。・・・

（「新刊書架 — 七五調の功過」昭和 8 年 69 卷 10 号 p.355）

この翻訳評では、原文を精確に写し出すためには難解な日本語に直訳してもかまわないというインテリな態度（“**highbrow**”）が批判されているが、こ

の”highbrow”な態度とは、原文の精確な再生を求める当時の支配的翻訳規範であると同時に、一字一句にもこだわる精確な英文解釈を重視する、当時の“インテリ”が担っていた英文学研究規範を反映している。そして、そのような”highbrow”の翻訳態度が硬直化し、「無暗で不可解な訳文」を作り上げていることが批判され、逆に忠実さよりも文学作品としての翻訳の芸術性を考慮する重要性が主張されている。この訳評には、芸術性という観点が読者の親しみやすさ（＝難解ではなく読みやすい）という観点と混同されてしまっているという難点があるものの、少なくとも“インテリ”主導の支配的翻訳規範ではない、芸術性に着目した新たな翻訳の在り方が示されている点では、注目に値する翻訳観だと言えるだろう。”Highbrow”な研究姿勢を反映した一字一句に忠実な翻訳を求めるあまりに、読者を鑑みない翻訳が行われたことについては、鈴木直がドイツ哲学・思想書の翻訳を題材に論じているが（鈴木 2007）、英文学の翻訳に関しても、それと同様のことが行われ批判されていることがわかる。

さらに、先に採り上げた翻訳不可能論への反論を通じて、翻訳の本質や文学の翻訳の芸術性を意識した翻訳観が表明されている例もある。上述の翻訳不可能論を主張した杉村に対し、京都帝国大学教授であった恒藤恭が讀賣新聞で直接反論しており、それが『英語青年』誌に抜粋されている。

・・・元來突きつめて考へるならば言語そのものこそは、思想に對する、感情に對する、永遠の反逆者である。何もこの永遠の反逆者は一切の文化人にとって生涯の伴侶であり、斷つても斷ちがたいきづなによって兩者の間柄はつながれてゐる。翻譯の意義價值などについての正しい見解はさうした言語そのものの本質的性格の把握から發生して形成されることを要する。民族的文化の差異を絶對視することが愚かな偏見であるやうに翻譯の仕事の困難さを過度に大きく見つめることも強い偏執のあらはれでしかあり得ぬであらう。・・・（昭和 8 年 70 卷 1 号 p.33）

ある「思想や感情」を根底に持っているだろう文学作品に対して、言語によって何らかの反応（翻訳行為もその一つだろう）をしようとするなら、言語そのものが「思想、感情に對する反逆者」であることは不可避であり、そのことを加味してもなお「翻譯の意義價值」を考えることができるのだから、翻訳の不可能性を過度に強調する必要はないとする恒藤の主張は、「原文の思想、感情」に反逆しながらも翻訳がそれに対してどのように向き合うか、という英文学作品の再構築の在り方を見据えていると考えられる。このような考え方は、原文の思想に「反逆する」ことを決して認めてこなかった既存の翻訳規範とは大きく異なっている。

英文学者の澤村寅二郎も杉村への反論を展開している（「翻譯の意義」『文藝春

秋』昭和 8 年十月号 pp.7-8)。澤村の論の主旨は次のようなものだ。一つの言語を母語として理解する人々であっても、ある文章が与える感じや意義は大きく異なる。また著者の意図するところを 100 パーセント理解することは無理なことであり、「一つの言葉の意義や聯想は、それを讀む人聞く人の経験や知識の深淺によつて定まるので、その内容は更に程度ばかりではなく性質まで變わつてくる」のだから、そもそも原文を忠実に伝えられないからといって翻訳が不可能だと断罪することはおかしい。つまり、ある言語で書かれた文章を理解する時には常に読み手の解釈が介在するのであり、その解釈は読者の経験や知識に左右される。翻訳という行為が常にその解釈を伴う作業である以上、翻訳は決して不可能な行為などではない。以上が澤村の主旨である。現在でこそ、例えば言語学者のローマン・ヤコブソン Roman Jakobson が翻訳を三種類（言語内翻訳・言語間翻訳・記号間翻訳）に定義し⁵、たとえ同一言語内であっても原文テキストを言い換えた場合に完全な置き換えはできないと述べていることが知られている。そうであれば、人の解釈が介在すれば尚更、原文テキストを忠実に置き換えることは極めて困難であるという認識に至ることは容易だろう。しかし、これまで見てきたように、原文の一字一句を精確・忠実に理解することを徹底して要求する英文学翻訳規範が支配的であった昭和初期の状況下では、原文への解釈という観点を導入した澤村や恒藤らの翻訳観は、既存の翻訳規範とはその根底の考えを異にした、新たな視点による翻訳観だと言える。

3. 4 既存の翻訳規範と新たな翻訳観との「交渉」

以上のように既存の支配的翻訳規範から逸脱する新たな翻訳観が主張されているといっても、既存の規範が完全にそれに取って代わられたわけではなく、戦前の英文学翻訳における既存の規範と新たな翻訳観とが競合しながら共存していたことが『英語青年』誌に掲載された翻訳論や翻訳書評によって示されている。

既存の支配的翻訳規範が継続して存在している例としては、澤村寅二郎による『エニスの商人』対訳について、「H.R.S」というペンネームの批評家によって次のような批評がある。

・・・原作を餘り顧慮しない一般讀者への翻譯とは全然異なり、極めて忠實に原語の意味を辿り一語一句も苟もせず、それを平易な正確な國語に生かし、粉飾を避けた簡明な文體に譯出してゐるから、歪められざる原の姿のままで Shakespeare を味ふことが出來よう。・・・

（昭和 8 年 70 卷 5 号 p.175）

一般読者向けの翻訳が原作を顧慮しない非忠実的な訳文であることを暗に非難した上で、研究者である澤村の翻訳が「忠実・正確・歪められざる原の姿」を再生していることが称讃されている⁶。また、「一般読者への翻譯」が引き合いに出されることで、忠実に原典を理解することを追求する英文学研究の規範が暗に示されており、研究規範が翻訳規範に反映されていることをよく示している。

他にも、“Ariel”というペンネームで度々『英語青年』誌上で翻訳批評を掲載する批評者によって、昭和 15 年に出版されたモーム『雨』の中野好夫訳が批評されているが、これもまた既存の支配的翻訳規範を如実に示している。

・・・譯文は既に此處彼處で評判された通り、正確にして流暢な日本語である。中野氏の缺點は往々文章に氏自身の息吹が出過ぎて原作の雰圍気を亂すことであるが、此の書にはさういふ箇所も先づ無かつた。

(昭和 15 年 83 卷 5 号 p.156)

ここでは、文章に翻訳者「自身の息吹」が出ていることと、「正確にして流暢な日本語」が対比されている。前者は先に触れた山宮の翻訳論に述べられていたような翻訳の芸術性の再構成に関わる要素であろうし、また後者は言うまでもなく既存の翻訳規範を踏襲した翻訳観であるが、“Ariel”氏は後者を良しとする姿勢が明らかである。

このように既存の翻訳規範が依然として確固たる支配的規範として機能する一方で、多様な翻訳観が発表された昭和 8～9 年を契機として、既存の翻訳規範とは一線を画す、先に述べたような芸術性や解釈に重きを置く新たな翻訳観への追求がますます主張される傾向も見られる。例えば、翻訳書の新刊書評を『英語青年』誌上に数回発表していた英文学者の八木毅は、以下のような翻訳批評を展開している。

・・・翻譯とは結局解釋の一種であり、譯者の個性を以て原作に上塗りを加へることである以上、その譯文に終始譯者の氣息が流れてゐて、譯文全體がしつくりと締め括られてゐなければならない。

(澤村寅二郎譯註『ハムレット』の批評 昭和 11 年 74 卷 11 号 p.391)

・・・[ある作品の再訳が重ねられて] 眞に原作の趣を傳へ、我國文學の古典としても残るやうな譯が出れば重疊である。[中略] 藝術作品の翻譯では、恰も創作そのものと同じく、譯者が自分の藝術精神を以て譯品全體を覆い裹むところが必要ならぬ。中野氏の譯には遠がに全體に氏の氣息が流れてゐた。それは餘りに「中野氏的」と云ふ人があるかも知れない。

併し、徒に原文に忠實ならんと努めて、個性のない非藝術的な譯にしては何にもならぬ。Shakespeare であると共に、又絶対に中野氏である、と云ふやうであつて始めて、翻譯は藝術的に生命を得るのである。〔中略〕翻譯は日本人の為にするのだから、日本語として澁滞のないものとするのが何よりも重要であつて、そのためには、原作の意味を曲げたり逸れたりしない範囲で、どしどし意譯を行ふことがむしろ望ましい。中野氏には、つい横手を拍つたほどの巧みな意譯が到る所にあつたが、その反面、まだ直譯に拘泥して耳障りに思へる箇所もないではなかつた。又、譯文は原作やその時代等に何の知識も有しない人々にも讀まれるのだから、適當に註釋を施す必要があるが、それは出来るだけ少くて済みたい。・・・

(中野好夫訳『ヴェニスの商人』の批評 昭和 14 年 81 卷 1 号 p.27-28)

昭和 11 年の翻譯評にある「翻譯とは結局解釋の一種であり、譯者の個性を以て原作に上塗りを加へること」という主張は、原文の芸術性をいかに解釈して翻譯に再構成するかを重視している点で、原文を起点文化で読まれるのと同じように理解することを求める既存の支配的翻譯規範とは全く異なっている。同 14 年の翻譯評では、11 年の翻譯評よりもさらに明確に翻譯における芸術性の側面を強調しており、翻譯の芸術性という視点が次第に定着していったことが窺える。この翻譯評には、翻譯の芸術性という側面を「日本語として澁滞のない」という読み易さの側面と混同されているなど、翻譯の在り方についての観点が整理されていない点がある。しかし、「譯者が自分の藝術精神を以て譯品全體を覆い裏むところが必要ならぬ」「徒に原文に忠實ならんと努めて、個性のない非藝術的な譯にしては何にもならぬ」と主張し、原文への忠実や註釈の付与に拘泥することを良しとせず、翻譯テキストそれ自体が芸術的価値を持つことを主張しており、前述した澤村や山宮以上に、既存の支配的翻譯規範からは完全に脱却している点で注目すべき翻譯観である。

翻譯の芸術性を重視する姿勢は、八木のような明らかに支配的翻譯規範から脱却する翻譯観だけではなく、支配的規範を擁護する翻譯批評においてさえも見られるようになっていく。先に昭和 15 年に“Ariel”氏によるモーム『雨』の中野好夫訳についての批評を引用したが、そこでは“Ariel”氏は翻譯に対して原文の精確な再生を頑迷に求めているだけだった。しかし、翌 16 年の彼の翻譯評では、その姿勢に変化が見られる。

翻譯は解釋の一種である。時代の移るにつれ解釋にも次第に相違の生じて来るのは當然で、各時代の要望を満たすべき新譯を出す事は、各時代の研究者の義務でしかない。時代のみではない、解釋といふものは各人によつ

て微妙な相違を生むものである。だから優れた作品に對しては、同じ時代に幾種類の翻譯が出て結構なのである。たゞそれは常に極力原文に忠實な翻譯でなければならない。原文に忠實であつて、しかも日本語としても澁滞なく讀める譯文なら、幾種類出てくれてもいい、多ければ多い程有難い。〔中略〕海老池氏の譯は原文に對して極めて忠實謙虛な態度を持してゐる所に、當然のことながら、先づ譯書としての高き價值を見出すのである。〔中略〕その一字一句も忽せにしない譯しぶりは・・・日本語に新しい美を加へたといふ感じのする箇所も少なくない。卷末の註と解説は、眞摯な研究の成果を示し、親切でよく行き届いてゐる。

「新刊書架一『自尊と偏見』昭和 16 年 85 卷 8 号 p.251)

この翻譯評の後半は、「原文に忠實」であることや「眞摯な研究の成果」を翻譯に求める既存の支配的翻譯規範を踏襲していることが明らかであるものの、前半を見てみると、「翻譯は解釋の一種である」とし、その解釈も「各人によつて微妙な相違を生むもの」と認識され、原文への忠実性が前提とされながらも、翻譯者（研究者）の解釈が入り込む余地を与えている。15 年の同氏の翻譯評と比較すれば、たった一年で翻譯觀にこのような変化が生じていることがわかる。このことから、翻譯の芸術性や創造性を重視する翻譯觀が、支配的翻譯規範を再生産する側がそれを考慮するまでに、次第に定着していった経過が窺われる。

昭和 17 年には、原文の忠実な再生を求める既存の支配的翻譯規範に對して翻譯の芸術性や創造性をさらに強固に主張する翻譯觀も發表されている。例えば、英文学者の西村孝次による以下の翻譯論が『英語青年』誌上に引用されている。

・・・よほど極端な場合（たとへば一語の誤譯で譯者の素養なり良心なりが槍玉にあがつて屠られるといふやうな）を除いて、誤譯指摘の文化價值なるものは案外乏しいのではなからうか。少なくとも、指摘された譯者のひそかな赤面以外どれだけ世道人心に益するところがあつたか疑はしい。寧ろ指摘者のしたり顔ばかりが剥き出しになる結果に終りやすい。〔中略〕今日の翻譯は、できる限り原作者の創造意慾を肉體的に一身をもつて頌ち合ふ創作でなければならぬ。言語の相違及びその相違に基き且つそこから生れるあらゆる困難が無視されるのではなく打克たれて、それゆゑ異なる國語に移し植ゑられつゝも原作者の相貌を捉へて誤らず、さらに移植された國の人間の表情になりきる、さういふ精神の秘蹟を可能ならしめるものは、作家としての情熱と謙虛さを備へた翻譯者のはげしい制作を措いて他にないのである。

（昭和 17 年 87 卷 1 号 p.30)

既に述べた通り、昭和初期においては翻訳の善し悪しを判断する基準として誤訳指摘が頻繁に用いられ、原文への忠実を旨とする支配的翻訳規範を強化・再生産する一つの方法になっていた。「原文の忠実・精確な理解と再生」は「誤訳がない」ことと単純に同一視され、誤訳を指摘されることは翻訳規範に則っていないことに対する「負のサンクション⁷」として機能していた。西村は、こうした支配的翻訳規範を強化する誤訳指摘そのものを懐疑的に捉えるだけではなく、その批判の前提として、「原作者の創造意慾を肉體的に一身をもつて頌ち合ふ創作」「作家としての情熱と謙虚さを備へた翻譯者のはげしい制作」としての翻訳という言葉が新たな翻訳規範となるべき候補を提示している。前述した山宮らが作品の文学性を重視して翻訳の芸術性という観点を導入し、八木や”Ariel”氏の翻訳評がその観点の定着を示したとすれば、昭和 17 年の西村の翻訳観に至って、翻訳の芸術性という観点が当時の支配的翻訳規範に代わる規範になりうる可能性を示すようになったと言えるだろう。

以上のように、明治後半から大正期に確立されていた「原文への忠実」という支配的翻訳規範が強化され再生産され続ける一方で、「翻訳の文学性・芸術性」に注目する新たな翻訳観が登場し定着していくこの昭和前半の状況は、翻訳規範の「交渉」という様相を呈している。Toury は規範が形成される過程として、社会学の規範概念に依拠しながら次のような説明を行っている。

- 1) ある行為が適切であるかどうかは社会の中で「交渉 negotiation」されることによって、その行為が適切か否かに関する社会的「合意 agreement」が形成される。
- 2) こうして合意された行為が「慣例 convention」になると、いかにその行為を行うべきかの基準・指標となる「規範 norm」が構築される。

(Toury 1999: 13-17)

つまり、ある翻訳姿勢や方法が適切かどうかについて、社会文化的なコンテキストの中で交渉されることによって規範は構築される。この規範構築の過程を上述した昭和前半の英文学翻訳規範の変化に当てはめて考えれば、「原文への忠実さ・精確さ」という支配的翻訳規範が依然として規範として機能しているものの、「翻訳の芸術性・創造性」という新たな翻訳観が提起され両者が競合しながら共存している昭和前半の状況は、翻訳規範がまさに交渉されている明確な例と考えられる。この交渉によって、英文学翻訳における「原文への忠実さ・精確さ」という既存の支配的な規範が唯一の揺るぎない規範ではなくなったのであり、その意味で、昭和前半のこの交渉は、日本の英文学翻訳規範の一つの転換となる可能

性を持ったものだったのである。⁸

4 昭和前半の英文学研究、社会・文化状況と英文学翻訳規範の関連

4. 1 支配的翻訳規範の背景としての英文学研究の制度的確立

では、昭和前半の翻訳規範の「交渉」の背景として、英文学研究は英文学翻訳にどのような影響を与えていたのだろうか。当時の状況や研究の内容を『英語青年』誌に掲載された言説を中心に記述・考察していく。

まず、昭和前半の英文学研究の第一の特徴として、研究の制度性や研究内容・研究方法の学問的性質のさらなる強化を挙げておきたい。制度性の強化に関しては、研究のいわゆるハード面とも言える研究組織・構造に目を向ければ、大正期にも既に、大正8年に施行された大学令による大学の増加に伴って英文科が増加していた。加えて、昭和4年には東京帝大の研究会であった東京帝国大学英文学会が日本英文学会という全国組織に発展し、同年には初の全国大会が開かれるなど、現在の日本英文学会と同様の学会として機能し始めており、研究を担う機関が大学だけに留まらず裾野を広げていたことがわかる。他方、その研究内容にも目を向けると、各大学での講義や研究内容が充実し始めていたことが『英語青年』誌上の「各大学開設科目一覧」や「各大学学位論文題目一覧」などの記事に示されている。昭和前半の同誌・同欄を見ると、英文科の講義科目や卒業論文題目を掲載する大学がさらに増加し、その一覧を見ても、現在の大学英文科の科目・卒論題目と並べても遜色ないような内容が列記されている。太平洋戦争が始まって敵国の言語を扱う英文科への風当たりが強くなった昭和16, 17年になっても、その一覧には従来と変わらぬ科目や題目が並び、社会状況に左右されない確固たる研究基盤ができあがっていたことが見て取れる。⁹

このように、昭和一桁の時期には既に、英文学研究を担う大学や学会などの構造が強固になり、また内容も充実し、英文学研究が制度¹⁰としての確立を見ていたことがわかる。この研究制度の確立は、単に英文学研究が独自の発展を遂げた結果ではなかった。その背景には、社会文化的にも反響の大きかった英語科排斥論争を契機として、英文学研究が担うべき社会文化的役割が研究の意義として強く認識されるという状況があった。昭和2年に東大国文科の教授であった藤村作が、雑誌『現代』五月号に「英語科廃止の急務」という論考を投稿した。この論は知識人を中心に教育政策や英語教育をめぐって大きな論争を呼び、『現代』誌上では半年にわたり、また他の新聞等でも議論が戦わされた¹¹。当然『英語青年』誌上でも藤村の論は詳細に紹介された（「片々録—藤村博士の英語科排斥論」昭和2年 57巻5号pp.178-179）。その紹介によれば藤村は、「日本人が日常生活までも外国を模擬するを難じ、現代の教育制度に於ける過重な外国語の負擔を指示し、

国民生活に外国語の必要であることは疑はしい」と述べ、学校教育における外国語科の大幅削減を訴え、「国民生活の上に自覚自尊を促すを必要とする見地から外国語科処分を主張」して論を結んでいる。

これに対する反対意見として東京府英語教員會が「英語教育に関する意見書」を可決したものや、東京英語学校初代校長の増島六一郎の意見などが『英語青年』には抜粋・引用されている。その一部を以下に引用する。

外国語の研究は斷じて國民の獨創力を減殺するものにあらず、また外國崇拜の念を助長するものにあらず。外国語の研究と外國崇拜とは何の因果關係をなすものにあらずまた外国語の習得と盲目的模倣とは何の交渉もあることなし、我が國が最近六十年間に長足の進歩をなし日清日露の二大戦役を経て一躍世界の三大強国の班に列したるは明治大帝の宏謨に基き廣く知識を世界に求め採長補短に努めたる結果に外ならず、吾人は斷じて偏狭なる國粹主義に捉はれて固陋退嬰の弊に陥るを許さず。

（「片々録—東京府英語教員會」 昭和 2 年 58 卷 5 号 p.177）

「現代の我國民としては少くとも二つの國語の必要性を生じて來た。自國語を以て自國內に對する知識の吸管を開くと同時に、更に外國語を以て普く全世界に對する知識の吸管を開かねばならぬ。」そしてその外國語は英語が一番よいとてその理由を詳説し、更に西洋古代の精神的文明を味得するにも英語がよいと述べ、「古羅馬帝國の生命たる古典精神を遺憾なく繼承した者はアングロサクソン民族である」と云ふ。

（「片々録—増島博士の英語排斥反對意見」 昭和 3 年 58 卷 11 号 p.393）

日清日露戦争の勝利を経て、欧米列強と比肩せんとする当時の日本の社会状況において、こうした主張は英語英文学研究にとって充分説得力を持つ存在意義として認識されたはずである。

さらにこの後、『英語青年』では昭和 3 年 60 卷 1 号から 12 号までの丸一年にわたって「中等学校英語科問題」と題する特集を組み、多くの大学やその他の教育機関の著名な教授たちによる英語教育の必要性や必要な時間数などについての意見を掲載している。実用英語をもっと教授すべきであるという意見も多い反面、山口誠が考察しているように、国際性の涵養や国民の発展のためには英語は不可欠であるとする教養英語論が目立つ（山口 2001: 104-106）。そうした教養論の多くは帝国大学の英語英文科の教授による意見であり、上に引用した意見同様、日本が欧米列強の精神文化を理解することがひいては日本の、また国民の発展のためになるという英語英文学研究の存在意義を、研究者が率先して明確に主張する

内容となっている¹²。山口は、上記のような立場を強固にしていくことによって日本の英文学が一枚岩になり、これに続く日本英文学会の設立や研究組織の充実と相俟って、研究が制度として組織化されていくことにつながったと述べている（山口 前掲書）。社会的にも反響の大きかった英語科排斥論への反論を契機に、英文学研究が社会文化的な存在意義を強固に主張したことは、当時の英文学研究と社会との密接な関連を示している。

さらに、こうした英文学研究と社会の関連は、英文学翻訳規範にも反映されていた。前節で、増島六一郎が英語科排斥論への反論の中で、翻訳は原文の忠実な再生になり得ないとする翻訳観を表明しており（昭和3年58巻11号 p.393）、その翻訳観が当時の「原文への忠実・精確さ」という支配的翻訳規範を根底に持っていたことを考察した。昭和初年にはこうした原文への忠実・精確さを求める翻訳規範が英文学翻訳において支配的であったことは前節で考察した通りだが、昭和初年のこの時期、広く世界から知識を得て欧米列強の精神を理解することが研究の意義として認識されていたのなら、まず必要とされるのは精確で忠実な英文の理解であり、そのためには翻訳も原文の忠実な再生でなければならない。この支配的翻訳規範の背後には、こうした英文学研究の存在意義の主張が反映されていたのである。

4. 2 研究姿勢の交渉と翻訳規範の交渉

昭和前半の英文学研究の特徴として、こうした制度性の確立だけではなく、英文学研究の内容・質において学問としての厳密性がより追求されるようになっていくことが挙げられる。英文学者の矢野峰人は、大正末から昭和にかけての文学研究の顕著な現象として「文献学的書誌学的方法の過重」と形容されるような研究姿勢が確立したと述べ、英文学の研究がいわゆるアカデミックな傾向に傾倒していく様子を見て取っている¹³。また、福原麟太郎は、「昭和に入ってから日本の英文学界における著しい変化は、英文学研究法がその鑑賞とともに、英本国のそれに近似¹⁴」することが可能になるまでに発展した、と述べている。その証拠に、昭和になってからの『英語青年』誌では、実際の英文学作品の解説や註釈の質・量がともに充実・向上していっただけではなく、英本国を意識した英文学研究の方法論や研究態度についての言及が次第に増加し、より専門的で学究的な姿勢が次第に顕著になっていく。

ここで、そうした英文学研究姿勢の変化を、福原麟太郎による英文学研究観の変化を一例に見ていきたい。一個人における英文学研究観の変遷ではあるが、大正から昭和にかけて英文学研究が次第に学問的な性質を強化していく様相を垣間見ることができるだろう。

彼は、昭和 7 年以降、英文学研究はいかにあるべきかについて具体的に指南しようとする論考を『英語青年』誌に集中的に発表し続けるが¹⁵、それ以前の大正 12 年には既に『英文學の研究』という研究概論を出版している。以下に、その大正 12 年、福原が英文学研究論を精力的に『英語青年』に発表し始めた昭和 7 年、英文学研究の制度が確固たるものとして存在していたと考えられる昭和 10 年の各年にそれぞれ発表された福原による論考の一部を引用する。

・・・文學の研究に鑑賞がなく、その研究がなり立ち得るであらうか。
〔中略〕眞に研究といふべきものは、つまり、共感に醒めた自己から發足して、その鑑賞の完成に至るまでの心的經驗についてその経過(process)や理由(reason)を辿り、それらを分析解剖し又は綜合記述してゆく事を指すものでなくてはならぬ。〔中略〕いはゆる文學の研究なるものは・・・如何に學問的な研究にしても、餘程個人的な感銘を重じなければならないといふ事になる。つまり、文學の研究は、感銘の上に立つて、その生活感を取り扱ふ際にやうやく可能なのである。〔中略〕意識的に反省的にその生活感の構圖をつくつてこれを説明する。それが研究である。さういふ研究こそは立派に鑑賞に始り鑑賞に終る、眞の研究の名に背かぬものである。我々の研究は願はくはそれであり度い。 (『英文學の研究』大正 12 年 p.2)

・・・今日の英文學が僕らに持つてゐる意味は、全體としてその文化的價値の展開が齎らす特異性を研究することにより、それが如何に過去のものを受け繼いだか、如何に新しい發達または派生または停滯を示したか、それが如何に英國人の文學的情緒乃至生活感情を代表しているか、今日の日本人の文化乃至教養的精神から見て、何をそれらから學び、何を棄つべきであるか、さういふ研究乃至思索乃至攝取の對象になり得るところにあるのである・・・ (「英学時評」『英語青年』昭和 7 年 67 卷 9 号 p.325)

・・・文學といふのは作品であり、作品はそれ自身一つの生命と生活とを賦與されてゐるものであつて、製作者の生命や生活の copy であらうとも、それらから獨立した生命や生活であると考へてゐる。私は作品自身の表現してゐないものや、曖昧に表現してゐる點に對して、作者の生活から之を加へたり、補つてはつきりさせたりするのは作品の獨立性を認めないやり方として私の立場からは反對するものである。そこに存在するものが、文學の全部である。従つて私は作者の研究といふことゝ、作品の研究といふこととの間に區別をする。作者の履歷を背景にし、時代の文化を背景にした場合にも、(歴史主義の研究法ではそれをすゝめるが)、主な注意を受け

るのは作品であり、文學思想史は作品の含有し表現してゐる文學思想史でなければならない。

(「英文學解釋第十一回解答評」『英語青年』昭和 10 年 72 卷 9 号 p.305)

大正 12 年においては、研究とは鑑賞に基づくものであり、著者の「生活感」(ここでは生活上の精神性、道徳といったものと換言してもよいだろう)のものがきを理解し、それを総合的に記述することが研究であると述べられているのに対し、昭和 7 年には英文学の文学性や英国人の生活・思想・伝統といった英文学・文化固有の性質を精緻に理解することを重視する学究的性質を強調している。また、英文学作品を読んで得るものの中心は、英文学作品の著者の生活感や精神といった個人の教養的なものから、英国人のどのような生活や思想・伝統を日本人の文化・教養の精神のために受け入れていくかという総合的な文化論を目指すものへと変化している。さらに昭和 10 年の論考では、研究対象となるのは作品そのものであることや、「歴史主義」の研究法を認めるなど、さらにアカデミックな性質を深めていることがわかる¹⁶。こうした福原の研究観の変化は、「心的経験」や「個人的な感銘」を重んじる鑑賞的態度から、「英文学の特異性¹⁷の研究」や「作品」の精密な理解を求める厳密な学問的態度への変化と換言することができよう。

鑑賞的態度か学問的態度かという研究の在り方をめぐる主題は、福原一人の研究観に関わる問題には留まらなかった。昭和 11 年から 12 年の『英語青年』誌上では 5 号にわたって研究態度をめぐる議論が続けられている。これは、鑑賞的態度か学究的態度かをめぐる、英文学研究の規範をめぐる「交渉」であったと言えることができるだろう。その「交渉」の一部を以下に引用する。

・・・読者の方面では、すなほに與へられたるものを受用して、自己の精神生活を enrich すべきである。之が文學研究の第一義だ。史的研究とか、作家や作品の批評とか、訓詁註釋とか、考證とかいふやうなことは第二、第三である。〔中略〕・・・英文學の科學的研究法といふやうなものが成立てば結構であるが、それは少數好事家の仕事である。日本で英文學を研究する目的は大部分教養本意で、さういふ教養を積んだ先達を英文學者と稱へるに差支はないと思ふ。— 西村稠

(「英語クラブ「英文學者」の意義」昭和 12 年 77 卷 6 号 pp.208-209)

・・・私は英文學研究の目的は鑑賞にあるといつた。併しこの鑑賞といふことは appreciation を意味し、單なる「愛好」や耽溺を意味しない。眞の鑑賞は、私の理想としては、作者が傳達せんとしてその作品に表現した處の intuitions なり、feelings なり、emotions なりを、完全に受け入れること

である。完全に受け入れるといふのは、誤解しないことである。自分勝手な解釈をしないことである。言語として（文法や修辭学の力を借りて）正解すべきは勿論のこと、**textual criticism** も閑却出来ないし、藝術品としての批評は勿論のこと、心理學・哲學・歴史・科學、その他のあらゆる角度から作品を研究して、その表現し、傳達せんとする **emotional content** を正しく受け入れようとするのである。〔後略〕 — 森正俊

（「英語クラブ—研究と鑑賞」昭和 12 年 77 卷 6 号 p.209）

・・・文學研究の目標は鑑賞に於けるのではなく、鑑賞と云ふ感性的操作と關聯して、文學的特質の把握と云ふことを歴史的並びに社會的觀點から知性的操作として行ひ、作品の意義の把握や評價に目標を置くべきである。〔中略〕鑑賞は飽く迄讀者の目標であつて、研究家は更に高い所或は異つた所に目標を置くべきである。〔中略〕私は一日も早く日本に於ける英文學の研究が「教養」や「鑑賞」や英國學者への從属から脱して、學問として獨立することを望みたい。 — B.Q.

（「英語クラブ—英文學研究の前進」昭和 12 年 77 卷 8 号 p.281）

読者の「精神生活を **enrich**」することに重きを置き、学究としての結果を重視しない西村の鑑賞的態度は、上述した福原による大正 12 年発表の英文学觀と一致する。一方、鑑賞を標榜しながらも学究的な内容も含む森の英文学研究觀や、感性的な鑑賞ではなく學問としての在り方を目指す B.Q 氏の嚴密な英文学研究觀は、福原が次第に嚴密な學問的態度を重視するようになったその内容と根底では共通する部分があろう。こうした學問的態度への傾倒は、森による「藝術品の批評」、あるいは B.Q 氏が述べる「文學的特質の把握」といった言葉に示唆されているように、文學的な本質の探究といった、作品の文學性を精確に理解することが重視されるようになったことを示している。

作品の「文學性」や「藝術性」が考慮されるようになったのは、この当時イギリスの文學理論が既に日本人研究者の中で読まれていたという狀況が反映されていたとも考えられる。昭和 2(1927)年には既に、1920 年代に活発な英文学批評を展開し始めた T.S.エリオットや I.A.リチャーズに言及した研究が発表され¹⁸、その後も『英語青年』には断続的にエリオットやリチャーズ、精神分析批評家としてのハーバート・リード、マルクス主義文學批評といったイギリスの文學批評についての言及が見られる¹⁹。また、高梨健吉は、昭和 6 年に刊行が開始された研究社の『文學論パンフレット』には、例えばその第 1 卷にエリオットの『完全なる批評家』（北村常夫訳、原著 *The Sacred Wood* の出版は 1920 年）が選ばれるなど、エリオットを始めリチャーズ等の批評家が日本でも注目され始めたと説明してい

る²⁰。

エリオットは伝統主義の立場から、古典のテキスト以来受け継がれてきた西欧の価値体系を普遍的なものとし、それを根幹に据えて表現することを文学作品の価値と見なした（イーグルストン 2003: 85-87）²¹。リチャーズは、テキストに書かれていることのみを批評の対象とすることによって、文学独自の特性、つまり「文学性」の研究を試みた（イーグルストン 2003: 66）。ここで指摘できるのは、「英文学批評の誕生」を担ったエリオットやリチャーズら（イーグルストン 1985: 29-83）の批評が導入され始めた昭和初期に、日本の英文学研究も従来の鑑賞的態度だけではなく、学問的態度に傾倒する姿勢が見られ始めるということである。英国における英文学への態度も、それまでの印象批評から、エリオットの「伝統」という明確な視座やリチャーズによるテキストの精読によって「文学性」を明らかにするという明確な方法論を導入してアカデミックな批評姿勢へと変化した。日本でも、エリオットやリチャーズの批評が移入されることによって、「心的経験」や読み手の「精神」への寄与といった感覚的なものを重視する従来の鑑賞的態度とは異なる、客観的に文学の本質に目を向ける学問的態度の必要性が認識され始めたと言えるだろう。また、精神分析批評やマルクス主義批評（唯物史観）などの言及も、客観的・学問的に英文学作品の文学性を捉える複数の視点が日本の英文学研究において認識されていることを示している。

上述した福原の大正から昭和にかけての英文学観の変化は、まさにイギリスの文学批評を日本の英文学界が受容した昭和初期を挟んで大きく変化していたことを物語っている。また、その後に引用した西村・森・B.Q.各氏の英文学観からは、旧来の鑑賞的態度を擁護する研究観と新たに誕生し始めた学問的態度を推進する研究観とが相克していることが表れている。こうした様相は、英文学研究の在り方、つまり英文学の研究規範が「交渉」されている状況と捉えることができる。大正期までの研究態度が、まずは原典の精確な理解から、教養のため、心的経験のための鑑賞的態度を重視していたと考えられるのに対し、昭和期に入ってから研究態度は、英国の文学批評の導入を受け、学問として文学を理解する態度を生み、鑑賞的態度と学問的態度とが共存、相克しながら、次第に後者が重視されるようになっていったと考えられる。

ここで、前節で考察した英文学翻訳規範の変化と英文学研究規範の変化とを対照してみたい。既存の「原文への忠実と精確な理解」という支配的翻訳規範が支配的であった昭和初期の英文学翻訳状況に対し、それとは全く異なる方向性、すなわち翻訳における解釈や作品の文学性・芸術性をどのように再構成するべきかを重視する方向性が提示され始め、既存の翻訳規範との「交渉」がなされていたことは前節で述べた。作品の文学性の再構成という観点や、翻訳における解釈の問題が次第に重視されるようになった状況には、上述したような作品の文学性や

価値の存在を捉えようとする文学批評や複数の批評理論が日本に紹介され、客観的に文学性を捉える視点が英文学研究の中に定着し始めたことや、英文学研究姿勢においても鑑賞的姿勢と学究的姿勢との交渉を経て、学究的な姿勢が次第に重視されるようになってきたことがその背景としてあったと考えられる。この学究的な研究姿勢は、原文テキストの忠実な理解を目指すだけでなく、文学作品としての芸術性や文学の本質の適切な理解も視野に入れたものであったが、それが当時の研究者達の翻訳観にも反映されたと言えるだろう。つまり、英文学研究によって新たな翻訳観の登場とさらには既存の翻訳規範との交渉が牽引されたと考えることができる。

以上のように、英文学研究における鑑賞的態度と学問的態度という研究規範の「交渉」と、英文学翻訳における忠実・精確を旨とする支配的翻訳規範と文学性や芸術性を重視する新たな翻訳観との「交渉」は同一の平面上で捉えることが可能である。では、このような英文学翻訳規範と英文学研究それぞれの交渉と当時の社会状況には何か関連性が見られるだろうか。次にその点について考察したい。

4. 3 英文学翻訳規範・英文学研究規範の交渉と社会状況との関連

英文学研究観と英文学翻訳規範の交渉の並行性が顕著に表れている例として、当時の著名な英文学研究者であった野上豊一郎と澤村寅二郎の英文学論・翻訳論を取り上げ、さらに社会状況との関係を概観する。

野上豊一郎は法政大学英文科を創設した、昭和前半の著名な英文学者の一人である²²。彼は昭和7年に岩波講座「世界文学」の第9巻として『翻譯論』を執筆しているが（昭和13年にも『翻譯論：翻譯の理論と實際』として出版された）、彼の翻訳論は当時の支配的翻訳規範であった原文への忠実という翻訳規範を強化している好例である。野上は「翻譯の第一必要條件は、忠實といふことである。原物に最も近いものを作り出す翻譯者が最上の翻譯者」（野上 1938:5）であると述べ、そのためには翻訳者が「表現の移し替に於いて解説者的もしくは註釋者の態度を執つてはならない（同上: 6）」と論じる。つまり、原文と訳文とが形式的にも内容的にも「同等」「同質」「同量」になっていなければならない、原文と異なった色調が翻訳に現れてはならないのだから、原文と同じ色調が出せないのなら、原文に何も足さず、何も引かず、「無色透明」な翻訳を目指す方がよい、というのが野上の主張である（同上: 93-101）。例えば、有名な*Hamlet*の”to be, or not to be”は、Shakespeareが”to live”ではなく”to be”を用いている以上、「あるかあらぬか」と訳するのが最も一字一句を正確に訳していることになる主張している（同上: 43-46）。この野上の翻訳論に対しては、研究雑誌である『英語青年』誌上ではそ

れほど多くの反応は掲載されていないが、他の雑誌等ではかなりの反響が見られ、当時は一定の影響を持っていたようだ²³。その点で、彼の翻訳論は既存の翻訳規範を強化する役割を充分果たしたと言えるだろう。

この野上の翻訳論は、忠実な理解を求める英文学研究観に裏打ちされたものであった。野上によれば、日本の文学はそれまで「世界的見地から見て甚だしく地方的なもの」だったが、昭和の時代に入りやっと「思想的に文学的に世界の一つの大きなサークルの中に」日本も仲間入りができたのであり、今や日本人読者は世界の文学を世界の人々とともに読み、感じ、考えることができる。つまり、日本人の外国文学受容は英国と同レベルの精確な受容が可能な段階になったのであり、こうして研究が「世界的環境」に立つことによって、「外国語の知識と翻譯」が日本の文学に「地方的でない、もつと近代的な別なもの」をもたらすと言うのである（同上: 1-3）。このような研究観に立てば、作品を起点文化での理解・解釈に忠実に、精確に理解することを当然と見なし、またそれが可能であると考えることによって、翻訳にも同様の精確さ・忠実さを要求することは至極当然だろう。原文への忠実・精確さを求める翻訳規範の背景には、欧米におけるのと同じような作品理解を目指す研究観があったのである。西欧列強に比肩することを目指して明治・大正と成長を遂げてきた日本で、その社会的要求を存在意義としながら前進してきた日本の英文学研究にとって、西洋と同レベルの文学の輪に入ることができるレベルにまで達したという認識に至ったということは、非常に大きな前進と受け取られたに違いない。そうであればこそ、英文学の翻訳が原文に忠実・精確であることは当然でなければならない。こうした思考が、支配的翻訳規範が強化され、新たな翻訳観が登場してもなお主張され続けたという翻訳状況の背後にあったと考えることができるのである。

一方、野上に代表されるような忠実を旨とする支配的翻訳規範とは異なる翻訳観や研究観の例としては、前節でも引用した澤村寅二郎による論が好例である。前節でも触れたが、翻訳不可能論を提起した杉村楚人冠に対して「読み手の解釈」という視点から杉村に反論した澤村は、昭和9年に出版した『翻訳論』の中で、芸術作品としての英文学翻訳という観点から、原文の一字一句への忠実よりもむしろ、原作の芸術性を重視し、それを読者に伝えることを主張した（澤村 1934）。翻訳の目的は原文の模倣ではなく、「模倣を超越し、時には模倣を無視してまでも、精神を捕へやうとするところに、眞の優秀な翻譯は生じる。・・・その形の正確不正確よりも、その藝術的價值が、後に到つて見る人を動かす所以ではないか」（同上: 6）という澤村の主張は、作品解釈や作品の芸術性の再構成といった、原文テキストへの忠実性を重視する既存の翻訳規範とは一線を画した性質が顕著であり、原文への忠実を唯一無二の翻訳のあるべき姿とする当時の翻訳規範から逸脱し、新たな翻訳像を模索する立場を示している。

さらに、澤村は翻訳だけではなく研究や作品受容についても以下のように述べている。

・・・原作を読まなければ本當の外國文學の妙味を分らないと云つて、翻譯を輕蔑して原作を偏重する風は、おそらく一面には十九世紀科學精神の事實を重んずる傾向の一つの現はれであるだらうが、又一面には維新以來猫も杓子も外國語を研究し、分りもせぬ外國語を分つたやうに思つて、或は分つたように見せて得意がる外國語崇拜の一つの変形と見てもよいであらう。
(同上: 13)

この澤村の言及からは、野上に代表されるような当時の嚴密で精確な原文理解を求める外国文学研究の姿勢やそこから生じる翻訳規範に対する距離感や疑問を読み取ることができる。明治以来、欧米を目標に起点文化志向の翻訳や研究を行ってきた状況に対して、野上がその目標にたどり着いたと考えたのとは正反対に、そうした追従の姿勢そのものを澤村は疑問視している。だからこそ、起点文化に近づくことを目標にした既存の支配的翻訳規範とは異なる翻訳の在り方が新たに提起されることを澤村は望んだのではないだろうか。澤村はこうした立場から、原文への忠実・精確を重視する既存の支配的翻訳観とは異なる、翻訳者の解釈や翻訳の芸術性を重視する翻訳観を主張したと考えられる。

このように、野上と澤村は全く対照的な英文学研究観・英文学翻訳観を示しており、既に述べたような英文学翻訳規範の交渉を示す好例であると共に、英文学研究の規範という点でも、支配的な規範とそれへの異議申し立てという一つの交渉の様相も示されている。しかしながら、彼らの翻訳観や研究観は全く正反対の立場のものでありながら、彼らの思考には一つの共通点が見られる。それは、従来までのような、英文学を日本が追従すべき手本・参考として一方向的に追いかけてやうとする態度とは明らかに異なっているという点である。野上にとっての英文学は、追いかけるだけの対象ではなく、既に日本人研究者であっても普遍的に理解できる対象として現前するようになっている。一方澤村にとっては、英文学は日本がそれに追従するだけの対象であるべきではなく、だからこそ日本語の翻訳においても翻訳独自の解釈や芸術性の再構成が求められる。抛って立つ立場の違いはあれども、彼らにとって英文学は、英米から受容するだけの、あるいはそれを目指して進むだけの、一方向的なベクトルを持つ存在ではない。

ここに、当時の日本の情勢との関連が現れてはいないだろうか。というのは、日本が日露戦争に勝利して以来、植民地政策を展開し、昭和に入ると世界における大国としての地位を主張し始めたことは周知の通りであるが、その中で日本にとっての英米は、明治期のように日本が模範として追従すべき大国としての在り

方ではなくなっている。当時の情勢を簡潔に示すと、昭和 6 年の満州事変・7 年の上海事変に対する英米の抗議に対し日本は不快感を顕わにし²⁴、昭和 8 年には国際連盟脱退、昭和 11 年には英独の対立が深まる中で日独防共協定を締結、翌 12 年には日中戦争に突入する。昭和 12 年 7 月に廬溝橋事件の勃発を契機に日中戦争が始まってイギリスとの関係が冷え込み、同 8 月には国民精神総動員実施要項が決定され、日本は戦時体制へと急進していく。同年、日独伊三国同盟の元となる日独伊防共協定が締結され、14 年にはヨーロッパで第二次世界大戦が勃発、翌 15 年には日独伊軍事同盟が締結され、16 年に太平洋戦争が開戦する。こうして日本が西洋列強と同様の植民地政策を掲げて太平洋戦争に向かって突き進んでいく昭和前半の状況下で、日本は英米に追随するのではなく独自に軍事国家の道を歩み出している。ここではもはや英米は追随・模範たる対象ではなく、相対化して客観的に同じ土俵で対峙しなければならない相手となっている。このような時局を鑑みた時、英文学研究と英文学翻訳のそれぞれの規範をめぐる交渉は、研究－翻訳という関連だけではなく、社会情勢との関連をも視野に入れて理解すべきものであることが明らかとなる。野上と澤村の論に代表される当時の翻訳規範・英文学研究規範の交渉が、全く正反対の翻訳観・研究観の競合という性質を示しながら、両者ともに英米追随の姿勢を脱却したものになっているという共通点が見られたことと、上述した当時の日本の社会状況そのものが英米崇拜と追随の姿勢を変化させていたこととは、決して無関係ではないと考えられる。

さらに、先に述べた英文学研究が鑑賞的態度から学究的態度へと傾倒してきた研究規範の交渉についても、当時の社会状況がこの英文学研究規範の交渉にも少なからず影響を与えていたことがわかる。学究的態度を促進したと考えられる文学理論や方法論の導入は、確かにエリオットやリチャーズのそれを導入したのであり、起点文化志向であることに変わりはないかもしれない。しかし、欧米と対等の立場で戦争へと突き進んでいく社会情勢は、英文学研究が明治期のように盲目的な追随の姿勢で起点文化を志向するのではなく、より客観的に対等に起点文化を志向する方法を模索する方向に進む背景となったのではないか。作品の文学性の理解も含めた純粋に学究的な研究姿勢への傾倒は、まさに英文学研究が時勢に対応した結果と考えることができる。

翻訳規範に関しても、追随ではなく対等な立場で英文学作品に向き合うことが可能な状況だったからこそ、翻訳者（研究者）が独自に文学理論や文芸批評の明確な視座を駆使して作品の文学性・芸術性を理解し、それを日本語訳として再構築することを重視するという姿勢が可能になったとも考えられる。原文への忠実を強調する既存の支配的翻訳規範に対してそうした新たな翻訳観が提示できるようになったのも、単に支配的規範への異議申し立てという英文学翻訳の状況だけの問題ではなく、それを取り囲む英文学研究と社会情勢が反映された結果だと考

えられるのである。

こうした英文学翻訳・英文学研究・社会情勢が連関して認識されている例が『英語青年』には掲載されている。

今日日本が、世界歴史の流れの中に立つてその流れを促進し、或ひは更にその流れの上に立つて之を導かうとして居るのであるとすれば、斯る大事業を志す國民が世界的視野を持つことは絶対に必要である。我國が現在深く悩まされて居る文化的、思想的混亂が鎖国三百年の苦い贈物であることを想ふ時、世界の舞臺の上で一國の文化が獨自の發展をする為には、常に異質的文化との健全な接觸が缺くべからざるものである事實が明らかとなるであらう。斯かる異質的文化、思想の輸入者、紹介者の役割は、我々外國文學研究者に課せられている任務の重要な部分である。明治・大正期の啓蒙期を過ぎた我が外國文學者は、單に此の役割のみに満足しなくなり、或ひはこの役割其物疑問を懷いたりして、そこに切實な悩みが生まれたのであるが、さうした懷疑を心の底に藏しつつも、今日は再び、新しい國民的自覺に基く、第二の、そして眞の外國文化輸入の（模倣ではない）時であると私は考える。

（川田周雄「現代と外國文學の研究」 昭和 15 年 74 卷 6 号 p.179）

ここに書かれた英文学研究観は、もはや、明治以来の欧米を目標として英語英文学を知ろうという欧米追隨の姿勢ではない。翻訳についても直接的に論じてはいないが、「外国文化輸入」について「新しい國民的自覺に基づく」「模倣ではない」在り方を目指す姿勢は、翻訳についても当てはまるものだろう。このように、翻訳規範や研究規範は異なる翻訳観や研究観によって交渉されていながら、それらの方向性はそれぞれ当時の社会状況との関連が見られることが、昭和前半の英文学翻訳・英文学研究の特徴であると言えることができるだろう。

5. おわりに

昭和前半の英文学翻訳をめぐる状況が、「原文への忠実・精確さ」を旨とする翻訳規範が支配的であった状況から、翻訳の芸術性や創造性を重視する新たな翻訳観の登場によって規範の「交渉」が行われるようになった。その過程と背景を英文学研究と社会情勢との関連からここまで論じてきたが、英文学翻訳・英文学研究・社会情勢の三者が連関し合って英文学翻訳規範の交渉が成立していたことを、この考察によって明らかにできたと考えられる。

明治・大正までの英文学翻訳規範をめぐる状況は、自由訳と直訳をめぐる交渉

から忠実と精確を強調する規範が構築された後は、明確な欧化政策のもとで欧米を目標としていく社会の状況とそれを反映した英文学研究が英文学翻訳規範を構築・再生産するという、三者が共通の方向性を持ちながら関連し合っていた（佐藤 2007）。しかし、昭和の状況では、英文学研究規範も英文学翻訳規範もともに交渉され、以前のように確固たる規範が存在する状況ではなくなっている。そうした異なる英文学翻訳観の交渉でありながら、欧米追随から脱却しようとする社会状況がそれぞれの翻訳観の共通の背景となっていることは興味深い点であろう。

本論では、英文学翻訳の規範について、英文学研究や社会状況という英文学翻訳を取り囲む社会文化的コンテクストとの関連という観点から主題化し、その変化を辿るという方法を試みたが、今後は実際の翻訳テキストとの対照など、さらに多角的に英文学翻訳の規範の変化を把握していくことが求められるだろう。

また、戦後の英文学翻訳規範をめぐる状況は、さらに翻訳観や研究観が多様化し、交渉の性質も複雑化するが、それについては改めて考察し、明治から現在に至るまでの英文学翻訳規範の変遷を明らかにしたいと考えている。

※ 本稿は、北海道大学大学院に提出した博士学位申請論文『英文学翻訳の「翻訳規範」に関する一考察 ―『英語青年』誌に見られる英文学研究、及び社会思潮との関係から―』（2008）〔未刊行〕の「第3章 昭和前半の英文学翻訳、英文学研究、社会思潮」をもとに再構成したものである。

【註】

- 1 明治前半の英文学翻訳状況においては、英文学の翻訳は社会全体・大衆の西洋受容のニーズの中に取り込まれており、起点文化である英米の思想を熱狂的に受容しようとする社会思潮を背景として、自由訳や極端な受容化のストラテジーが当時の翻訳規範であった。しかし、明治20年頃を契機に、国の欧化政策や西洋を知ることによって新たな日本の進むべき道を模索すべきという社会の動きを反映した英文学研究が制度的に出発し、また社会全体としても極端な受容化よりも精確に英米を理解しようという姿勢に次第に変化した。こうした社会の風潮の変化と、原文を正確に理解しようとする英文学研究姿勢の登場を背景に、明治20年頃の『繫思談』や森田思軒「翻訳の心得」において、原文を一字一句精確に訳出する直訳を主張する新たな翻訳観が提起されたと考えられる。

明治の後半は、日本の社会全体が条約改正や日清・日露戦争などを通じて西洋列強に比肩することを強く意識していた時期だが、その反映として精確に英文学を理解することが英文学研究の規範となり、それが翻訳観にも反映された。明治20年頃に主張されたように単純に直訳を良しとするのではなく、研究の発展を背景に精確に語義や意味を解釈する翻

訳がさらに求められるようになった。明治期全般を通じ、日－欧の関係という社会状況が翻訳の方向性を規定し続けていたが、次第に英文学研究が翻訳規範構築において担う役割が大きくなっていったと考えられる。

大正期には、明治期に培われた原文の忠実・精確な理解を求める英文学研究がさらに確立されたが、それに従って、原文を精確に忠実に翻訳するという既存の翻訳規範がますます強化されていった。その意味で、英文学研究の在り方が英文学翻訳規範に反映される度合いが強化されていった。

- 2 福原麟太郎は、東京高等師範学校・東京文科大学教授を歴任し、昭和7年からは『英語青年』の主幹となる当時の著名な英文学者。
- 3 榎垣實は『日本外来語の研究』や英語英文学叢書『國語に及ぼした英語の影響』などを著した英語学者であるが、当時の英語研究者が大学の講義では英語学・英文学の両方の知識を要求され、昭和初期の『英語青年』誌においても語学的（文体論や語彙論など）な英文学研究の論考が数多く発表されていることから、本論文では英語学者による翻訳論も英文学研究者によるものと同様に扱うこととした。
- 4 山宮允が昭和9年に発表した『訳詩論』の中で、昭和8年の小宮・杉村の論以降に雑誌等に発表された主たる翻訳論を列举しているが、4ヶ月ほどの間に16篇の翻訳論が相次いで世に出されていることが明らかにされている。
- 5 Jacobson, Roman (1959). 'On Linguistic Aspects of Translation' reprinted in Venuti (ed.) (2000), *The Translation Studies Reader*, London and New York: Routledge, pp.113-118
- 6 翻訳の芸術性を重視していた澤村の翻訳テキストが、このように忠実を良しとする既存の翻訳規範に基づいて高評価を受けているのは、興味深い事実である。この点について、実際の翻訳テキストを分析して翻訳規範と翻訳者の言説、翻訳テキストを対照させていくことが、今後の研究課題となるだろう。
- 7 「規範」が構築されると、ある行為がその規範に同調するか違背するかによって社会的な評価・賞罰（「サンクション sanction」）が与えられる。誤訳を指摘されることは、原文への忠実を求める当時の英文学翻訳規範に違背したことに対する否定的なサンクションであると言える。
- 8 英文学研究者以外の翻訳観にも目を向ければ、既存の支配的翻訳規範と新たな方向性の模索が共存・相克している例は他にも見られる。例えば、昭和19年に中国文学者の吉川幸次郎とドイツ文学者の大山定一との間で交わされた書簡がある。この中で、吉川が翻訳は外国文学研究の成果であって、それを読者に過不足なく伝えることが肝要であり、日本の読者に対する過度の関心を伴うのではなく、原作を忠実に理解し、原文が持っているだけの観念を伝えるべきという立場を明らかにしている。また大山は、翻訳には日本人の立場からの文学創造の精神が反映されることが肝要であり、原作への忠実ばかりが追求されるべきではないと述べている。二人の翻訳観は、前者が学究的な態度で忠実に原作に向き合うべき、後者が芸術性や原作の精神を日本の翻訳文学として再構築するべきという、全く正

反対の翻訳観であり、前者は既存の英文学翻訳規範と共通の立場、後者が新たな方向性の模索と一致する立場と言える。(吉川幸次郎・大山定一『洛中書問』筑摩書房 1974)

- 9 こうした昭和初期の英学界の発展について、『英語青年の』の主幹であり東京文理科大学英文科助教授であった福原麟太郎が、昭和 6 年の英学界を回顧して、次のように述べている。
「如何にも我が國の英文學界は進んで來た。そしてその業績を世界的に發表することさへ、寧ろ屢々になつて來た。彼地文人の往来もやうやく繁く、[中略] 其の多様なるに驚く程である。わが國人の活動も亦之に答へて甚だ目醒ましかつた。在來の Shakespeare 協會、日本英文學會、パアマ氏の會などの他にラスキン協會なるものが出來、さらに女子の爲の英文學研究會までも設立されたらしい。[中略] 諸大學英文科は各々その發表機關を持つに至り、慶應義塾、廣島文理大學のそれらの如きは實に目ざましいものであつた。年頭謹んでこれらのものの良き發達を祈る。恐らく 1931 年度の英文學界の諸現象は、日本の英文學が、やうやく學問として試みられつつある事を示すものであらう。」(「英學時評 — 去年の回顧」昭和 7 年 66 卷 7 号 p.248)
- 10 盛山和夫によれば、制度とは意味体系・行為体系・モノの体系の総合体である。この論に則れば、「研究」という抽象的な意味合いは、「原典を精読する」「研究書を読む」「論文を書く」「学会で発表する」といった「研究する」行為によって意味をなす。逆に、「研究する」という行為も、行為によって構成された「研究」の意味連関の秩序に従うことで制度的秩序を表す。「大学」や「テキスト」、「学会誌」、「論文」といったモノは、「研究」の道具であるとともに「研究」の秩序を示す。この場合、大学の英文科という研究・教育を行う場所が増え、教育が充実し、研究発表できる学会や機関誌があるという状況は、意味・行為・モノの三者が連関してその秩序を形成していることから、英文学研究がその制度性を確立させていると言えるだろう。(盛山和夫『制度論の構図』創文社 1995 pp.221-246)
- 11 藤村の論とそれをめぐる論争については、山口誠が英文学の制度化へと連なる流れを詳細に考察している。(山口誠『英語講座の誕生』講談社 2001, pp.94-110)
- 12 このような立場を表明した研究者を挙げると、東京帝大文学部教授市川三喜(1 号 pp.2-3)、東北帝大法文学部教授土居光知(1 号 pp.4-5)、九州帝大法文学部教授豊田實(1 号 pp.5-6)、京城帝大法文学教授佐藤清(1 号 pp.7-8)、東京外国語学校教授吉岡源一郎(1 号 p.9)、東京商科大学教授長岡擴(2 号 p.43)ら。
- 13 『日本の英学 100 年 昭和編』(研究社 1950) p.62
- 14 同上 p.60
- 15 「英學時評」昭和 7 年 67 卷 9 号 p.325、「英學時評」昭和 7 年 68 卷 1 号 p.32、「英文學新講」昭和 7 年 69 卷 1 号 pp.6-7; 2 号 pp.44-45; 3 号 p.75; 4 号 p.115; 5 号 pp.152-153; 昭和 8 年 69 卷 9 号 p.295-296; 10 号 pp.339-340、「英學時評」昭和 8 年 69 卷 9 号 p.322。「英文學解釋第十一回解答評」昭和 10 年 72 卷 9 号 pp.305-306、「英文學の知識と教養と學問」昭和 10 年 74 卷 2 号 pp.49-50、また、福原以外にも英文学研究の在り方について、澤村寅二郎が'The Study of Literature: What is Its Proper Aim?'という英文の論考を発表している(昭

和 7 年 69 卷 4 号 pp.114-115)。

- 16 福原はさらに、同年の論考において、日本と英国の類似性を認識することから、英国の思想や生活を読者が自らに活かしていこうとする態度を鑑賞的態度、一方英文学の特殊性・本質を探究し、日本との差異を精緻に探究していく態度を学究的態度として両者を明確に区別し、後者の学究的態度こそが英文学研究のあるべき姿であると述べている（昭和 10 年 74 卷 2 号 pp.49-50）
- 17 昭和 7 年の福原の論考にある言葉であるが、他の文学とは違う英文学独自の性質という意味だろう。
- 18 昭和 2 年開催の日本英文学会で、深瀬基寛が「現代文藝批評の特性」と題する発表でエリオットやリチャーズに言及している（『英語青年』第 56 卷 5 号「第三回日本英文學會大會」p.172）。
- 19 この頃のイギリス文学批評の紹介や研究について『英語青年』誌に言及があったのは以下のものである。昭 2 年 56 卷 12 号「文學方法論第一課」p.398(福原麟太郎による、マルクス主義批評を念頭に置いていると考えられる論考)、3 年 58 卷 4 号「第四回日本英文學會大會」（荒川龍彦がエリオットを主題に研究発表をしたものの概要）、昭 3 年 59 卷 3 号「わが文壇と英文學」（福原麟太郎が、当時土居光知が既にリチャーズを研究していることや、エリオット、リード、リチャーズらの研究を深める必要性を言及）、59 卷 5 号「T. S. Eliot とその批評的立場」（荒川龍彦による当時のエリオット批評についての論考）、昭 4 年 61 卷 1 号「土居光知氏の文學論（上）」（土居が「経済的唯物史観論」に立脚する文学観を批評していることを工藤好美が解説）、昭 10 年 72 卷 8 号「第六回日本英文學會大會」（田上元徳によるエリオットの伝統主義やリードについての研究発表と、森六郎によるリードの精神分析批評を論じながら客観的な文芸批評の重要性を論及してエリオットとリードを比較する研究発表の各概要）、昭 14 年 81 卷 3 号「現代文學研究の意味」（福原麟太郎がエリオットの文学論に言及し、研究者が一般読者を指導する役割を持つことを示唆）などがある。
- 20 『日本の英学 100 年 昭和編』p.15
- 21 西欧の伝統を「普遍」とするエリオットに対して日本の研究者が関心を持った背景やその受容の内容については、日本の英文学研究の確立を知る上で重要だが、本論文での考察は差し控えた。
- 22 野上は東大英文科で夏目漱石の門下生であった人物で、大正・昭和期に制度として確立していく英文学研究の中心人物の一人だった。
- 23 例えば、英文学者の本多顕彰が東京朝日に「野上氏の創見多き翻譯論」と題する論考を発表し（東京朝日 昭和 13 年 4 月 27 日）、言語学者の小林英夫も「野上豊一郎著『翻譯論』という書評を載せている（東京朝日 昭和 13 年 5 月 9 日）。また、英文学者・翻訳者の竹友藻風が昭和 15 年に *Much Ado about Nothing* を自ら訳した『大騒ぎ』について「透明な用語」「無用な色づけを避けることが肝要」といった言い回しを用いており、これらが野上の発言を踏襲していることは明らかである。他にも、昭和 19 年には大山定一が野上の翻訳論に

ついで言及するなど、出版からしばらく経過した後もある程度の影響力を持つ翻訳論であったことがわかる。また水野(2007: 27-28)は小林秀雄や阿部知二らによる反響もあったことを指摘している。

- 24 「上海事件に対する米英の抗議」国民新聞 昭和7年2月2日（石田文四郎編『新聞記録集成 明治・大正・昭和大事件史』pp.1423-1424）

【参考文献】

- 土井光知他監修(1968)『日本の英学 100 年 明治編、大正編、昭和編』研究社
- ロバート・イーグルストン／川口喬一訳(2003)『英文学とは何か－新しい知の構築のために』研究社
- テリー・イーグルトン／大橋洋一訳 (1985) 『文学とは何か－現代批評理論への招待』岩波書店
- 〔原著： Eagleton, Terry (1983). *Literary Theory: An Introduction*, Oxford: Blackwell〕
- 藤村作(1927)「英語科廃止の急務」『現代』1927.5
- 福原麟太郎 (1923) 『英文學の研究』研究社
- 古野ゆり (2002)「日本の翻訳：変化の現れた 1970 年代」『通訳研究』2 号 114-122
- 本多顕彰(1938)「野上氏の創見多き翻譯論」東京朝日新聞 1938.4.27
- 石田文四郎（編）(1964) 『明治・大正・昭和大事件史：新聞記録集成』錦正社
- ローマン・ヤコブソン著／田村すゞ子他共訳(1973)『一般言語学』みすず書房
- 〔原著はフランス語だが、次の英訳も参照した。Jacobson, Roman (1959). “On Linguistic Aspects of Translation” reprinted in Venuti (ed.) (2000). *The Translation Studies Reader*, London and New York: Routledge, pp.113-118〕
- 小林英夫(1938) 「野上豊一論『翻譯論』」東京朝日新聞 1938.5.9
- 小宮豊隆 (1933)「發句翻譯の可能性」『文藝春秋』1933. 8, 52-56
- 水野的(2007)「近代日本の文学的多元システムと翻訳の位相－直訳の系譜」『翻訳研究への招待』（日本通訳学会翻訳研究分科会）3-43
- Munday, Jeremy (2001). *Introducing Translation Studies*, London and New York: Routledge
- 野上豊一郎 (1938) 『翻譯論：翻譯の理論と實際』岩波書店
- 大山定一・吉川幸次郎(1974)『洛中書問』筑摩書房
- 佐藤美希(2006)「翻訳序文に見る明治の英文学翻訳」『通訳研究』第6号 49-68
- 佐藤美希(2007)「雑誌『英語青年』に見られる明治・大正の英文学翻訳規範」『Sauvage 北海道大学大学院国際広報メディア研究科院生論集』第3号 48-59
- 澤村寅二郎(1933)「翻譯の意義」『文藝春秋』1933. 10, 7-8

- 澤村寅二郎(1934)『翻譯論』英語英文學刊行會
- 山宮允(1934)『譯詩論』英語英文學刊行會
- 盛山和夫(1995)『制度論の構図』創文社
- 杉村楚人冠 (1933)「反譯か反逆か」『改造』1933.9, 10-17
- 鈴木直 (2007)『輸入學問の功罪 — この翻訳わかりますか?』筑摩書房
- Toury, Gideon (1995). *Descriptive Translation Studies and Beyond*, Amsterdam and Philadelphia: John Benjamins
- Toury, Gideon (1999). ‘A Handful of Paragraphs on “Translation” and “Norms”’ in Schäffner(ed.) *Translation and Norms*, Clevedon: Multilingual Matters, 9-31
- 山口誠 (2001)『英語講座の誕生』講談社
- 矢野峰人(1961)『日本英文学の学統』研究社
- 『英語青年』10巻13号(明37.1)-11巻15号(明37.7)、14巻1号(明38.10)-
『英語青年』ウェブサイト(研究社)
- <http://www.kenkyusha.co.jp/guide/mag/sei-new.html>
- 『青年』No. 1(明31.4)-no. 4(明31.7); V. 1, no. 5(明31.8)-10巻12号(明36.12)、
12巻1号(明37.9)-13巻19号(明38.9)[1979年に英語青年復刻版刊行会より復刻版出版]